吉野町空き家バンク設置要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、吉野町における空き家の有効活用を通して、吉野町と都

市住民等の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、吉野町空

き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

(1) 空き家 吉野町内に存する空き家（空き家となる予定のものを含む。）

及び空き地（宅地に限る。）をいう。

(2) 空き家登録者 第４条第３項の規定による登録の通知を受けた申込者を

いう。

(3) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことが

できる権利を有する者をいう。

(4) 利用希望者 吉野町への定住等を目的として空き家の利用を希望する者

をいう。

(5) 利用登録者 第７条第２項の規定による登録の通知を受けた利用希望者

をいう。

(6) 空き家バンク 吉野町内に存する空き家に関する情報を登録し、空き家の

利用希望者に対し情報提供を行う制度をいう。

(7) 情報提供 空き家及び空き家利用希望登録者に関する情報で、空き家登録

者又は利用登録者に対して有用なものを供することをいう。

（適用上の注意）

第３条 この要綱は、吉野町空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるも

のではない。

（空き家の登録申込等）

第４条 空き家の登録を受けようとする所有者等は、吉野町空き家バンク登録

申込書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２ 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確

認の上、吉野町空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登

録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場

合は、空き家台帳へ登録しないものとする。

(1) 当該空き家が、第２条第１号の空き家の条件を満たしていないもの。

(2) 当該空き家の申込者が、第２条第３号の所有者等の条件をみたしていな